

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

# 運 営 規 程

社会福祉法人 天宣会

ショートステイ かしわ安心館

## 第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 天宣会が開設する ショートステイかしわ安心館(以下、「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、関係法令の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所(以下、「ユニット」という。)ごとにおいて【短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画】に基づき、利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

2 短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目指すものとする。

3 介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居室において相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業所は、地域や家族との結びつきを重視しながら関係する市区町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

## 第2章 事業所の名称等

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名 称 ショートステイ かしわ安心館
- (2) 所在地 千葉県柏市藤ヶ谷810番地2
- (3) 定 員 併設利用型 10名(1ユニット 定員10名)  
空床利用型

## 第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(事業所の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所は、介護保険法に基づく人員に関する基準に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。なお員数については、併設の特別養護老人ホームの職員との合計とする。

(1) 管理者 1名 (常勤 併設施設の管理者と兼務)

管理者は、事業所の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。

(2) 医師 1名

医師は入所者の健康状態に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 2名以上 (常勤)

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うと共に介護職員に対する指導、関係機関等との連絡調整を行い、サービスの提供に努める。

(4) 看護職員 3名以上 (常勤換算、うち1名以上常勤)

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、必要に応じて保健衛生上の指導や受診等の援助を行う。

(5) 介護職員 37名以上 (常勤換算、常時1名以上常勤)

介護職員は、利用者の入浴、排泄など、日常生活の介助、援助を行う。

(6) 栄養士 1名以上

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐための訓練を行う。

(8) 事務職員 2名以上

事務職員は、庶務及び会計等の事務を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については、2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

#### 第4章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(利用資格)

第5条 事業所の利用資格は、要介護認定にて要介護又は要支援と認定され、本事業所の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により利用できる利用者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第6条 事業所は利用にあたって、あらかじめ、利用申込者及びその家族等に対し、重要

事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、利用申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(短期入所生活介護計画等の作成と開示)

第7条 事業所は、おおむね4日以上利用する利用者について、職員と協議した上、サービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下、「短期入所生活介護計画等」という。）を作成し、利用者又はその家族等に対して説明をし、同意を得るものとする。

- 2 短期入所生活介護計画等の作成にあたっては、既に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて自由に閲覧できるものとする。
- 4 上記の記録は、完結後5年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族等に対して、短期入所生活介護計画等に基づき、サービス提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。又、短期入所生活介護計画等を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 事業所は、短期入所生活介護計画等に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

(居室及びユニット)

第10条 事業所が提供する一の居室は全室個室とする。その際、選択する居室は、利用者の希望及び居室の空室状況等により、事業所側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

- 2 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、ユニットの利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

- 2 利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入浴)

第12条 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者の入浴を行う。但し、利用者に傷病があったり伝染性疾患の

疑いがあるなど、医師が入浴は適切でないとは判断する場合には清拭を行うこととし、またはこれを行わないことができる。

#### (排 泄)

第 13 条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

#### (食事の提供)

第 14 条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 午前 7 時 40 分～

(2) 昼食 午後 0 時 00 分～

(3) 夕食 午後 6 時 00 分～

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2 時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 最低 1 日前に、あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

#### (相談、援助)

第 15 条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### (機能訓練)

第 16 条 利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

#### (社会生活上の便宜の供与等)

第 17 条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

#### (介 護)

第 18 条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、短期入所生活介護計画等にそって提供するものとする。

#### (リネン交換)

第 19 条 居室のリネン交換については、汚れた時に随時行う。また、利用者の希望や身体の状態に合わせて、看護職員や介護職員との連携の上、適切なベッドマットへの交換を合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第20条 理美容師の来館日に、利用者の希望に合わせて実費にて提供することとする。

(緊急時の対応)

第21条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコールで利用者から緊急の対応要請があった時などは、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、あらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応等を行うものとする。

(利用料)

第22条 事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、ショートステイサービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 滞在に要する費用は1日2,500円とする。

3 食事の提供に要する費用は、朝食390円 昼食660円 夕食550円とする。

4 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、実費とする。

5 利用者の選定に基づく特別な食費は、実費とする。

6 特例居宅介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

7 事業所の利用者は、月額利用料を翌月26日又は翌々月5日までに、金融機関口座から自動引き落としにより、事業所に支払うものとする。また、現金もしくは自動口座振替で支払いを希望する場合には、請求書到着月の月末までに施設に支払うものとする。

## 第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第23条 通常の送迎の実施地域は、柏市一部及び白井市、鎌ヶ谷市、印西市、船橋市、松戸市の一部の区域とする。

## 第6章 事業の利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第24条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、事業所の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

る。

(面 会)

第25条 利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(感染症対策)

第26条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随時見直すこと。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に(年1回以上)開催すること。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第27条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時は、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第28条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、攻撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、事業所もしくは備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第29条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族等に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める個人情報使用同意書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合には、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、退職後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

## 第7章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第30条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を消防計画に則り実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

4 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

5 事業所の火災通報装置は、感知器の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

6 備蓄食料品は、3日間とする。

## 第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第31条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び虐待防止のための指針を整備する。

(3) 成年後見制度の利用支援。

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施。

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5) 食事を与えないこと。

(6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8) 事業所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(9) 性的な嫌がらせをすること。

(10) 当該利用者を無視すること。

(身体拘束等)

第32条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族等から「身体拘束に関する説明書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

(職員の質の確保)

第33条 事業所は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

2 事業所は、利用者に対する介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメント)

第34条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じるものとする。

(施設・設備)

第35条 事業所・設備の利用時間や生活ルール等は、管理者が利用者と協議の上決定するものとする。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。

3 事業所・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情対応)

第36条 事業所は利用者からの苦情に対する窓口を設置し、サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応するものとする。

2 事業所は前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(介護サービス情報の公表)

第37条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、事業所が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・事業所のホームページ等において行うものとする。

(掲示)

第38条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

## 第9章 雑則

(委任)

第39条 この規程の施行上必要な窓口については、管理者が別に定める。

(改正)

第40条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人 天宣会 理事会の議決を経るものとする。

## 附則

(施行)

この規程は平成27年3月1日から施行する。

この規定は平成27年8月1日から施行する。

この規程は平成27年10月1日から施行する。

この規程は令和6年2月1日から施行する。